

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年1月15日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(新潟市都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市都市公園条例施行規則(昭和32年新潟市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表8の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則の一部改正)

第2条 新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則(昭和40年新潟市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第10号の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市水族館条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市水族館条例施行規則(平成3年新潟市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表8の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改め、同表11の項中「若しくは第17項」を「若しくは第18項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

(新潟市會津八一記念館条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市會津八一記念館条例施行規則(平成10年新潟市規則第52号)の一部を

次のように改正する。

別表4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市美術館条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟市美術館条例施行規則(平成11年新潟市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第4の4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟市歴史博物館条例施行規則(平成15年新潟市規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市新津美術館条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟市新津美術館条例施行規則(平成17年新潟市規則第48号)の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市潟東樋口記念美術館条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟市潟東樋口記念美術館条例施行規則(平成17年新潟市規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市新津鉄道資料館条例施行規則の一部改正)

第9条 新潟市新津鉄道資料館条例施行規則(平成17年新潟市規則第52号)の一部を

次のように改正する。

別表4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市しろね大風と歴史の館条例施行規則の一部改正)

第10条 新潟市しろね大風と歴史の館条例施行規則(平成17年新潟市規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市北区郷土博物館観覧料等徴収規則の一部改正)

第11条 新潟市北区郷土博物館観覧料等徴収規則(平成17年新潟市規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市潟東歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正)

第12条 新潟市潟東歴史民俗資料館条例施行規則(平成17年新潟市規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則の一部改正)

第13条 重要文化財旧笹川家住宅条例施行規則(平成17年新潟市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第12項から第14項まで」を「第12項から第15項まで」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則の一部改正)

第14条 新潟市曾我・平澤記念館条例施行規則(平成17年新潟市規則第58号)の一

部を次のように改正する。

別表４の項中「第１２項から第１４項まで」を「第１２項から第１５項まで」に、「同条第２８項」を「同条第２９項」に改める。

（新潟市中之口先人館条例施行規則の一部改正）

第１５条 新潟市中之口先人館条例施行規則（平成１７年新潟市規則第５９号）の一部を次のように改正する。

別表３の項中「第１２項から第１４項まで」を「第１２項から第１５項まで」に、「同条第２８項」を「同条第２９項」に改める。

（新潟市澤将監の館条例施行規則の一部改正）

第１６条 新潟市澤将監の館条例施行規則（平成１７年新潟市規則第６０号）の一部を次のように改正する。

別表３の項中「第１２項から第１４項まで」を「第１２項から第１５項まで」に、「同条第２８項」を「同条第２９項」に改める。

（新潟市巻郷土資料館条例施行規則の一部改正）

第１７条 新潟市巻郷土資料館条例施行規則（平成１７年新潟市規則第２１１号）の一部を次のように改正する。

別表３の項中「第１２項から第１４項まで」を「第１２項から第１５項まで」に、「同条第２８項」を「同条第２９項」に改める。

（新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正）

第１８条 新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成１８年新潟市規則第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第２のうち２の表３の項中「自立訓練」の次に「、同条第１３項に規定する就労選択支援」を加え、「同条第１３項」を「同条第１４項」に、「同条第１４項」を「同条第１５項」に、「同条第２６項」を「同条第２９項」に改める。

（新潟市介護給付費及び訓練等給付費の支給等に関する規則の一部改正）

第19条 新潟市介護給付費及び訓練等給付費の支給等に関する規則（平成18年新潟市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第5条第22項」を「第5条第23項」に改める。

（新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則の一部改正）

第20条 新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則（平成22年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「自立訓練」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援」を加え、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

（新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則の一部改正）

第21条 新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則（平成23年新潟市規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「自立訓練」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援」を加え、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

（新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則の一部改正）

第22条 新潟市マンガ・アニメ情報館及びマンガの家条例施行規則（平成24年新潟市規則第78号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「自立訓練」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援」を加え、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

（新潟市岩室民俗史料館条例施行規則の一部改正）

第23条 新潟市岩室民俗史料館条例施行規則（平成26年新潟市規則第78号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「自立訓練」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援」を加え、

「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。